

コンプライアンス

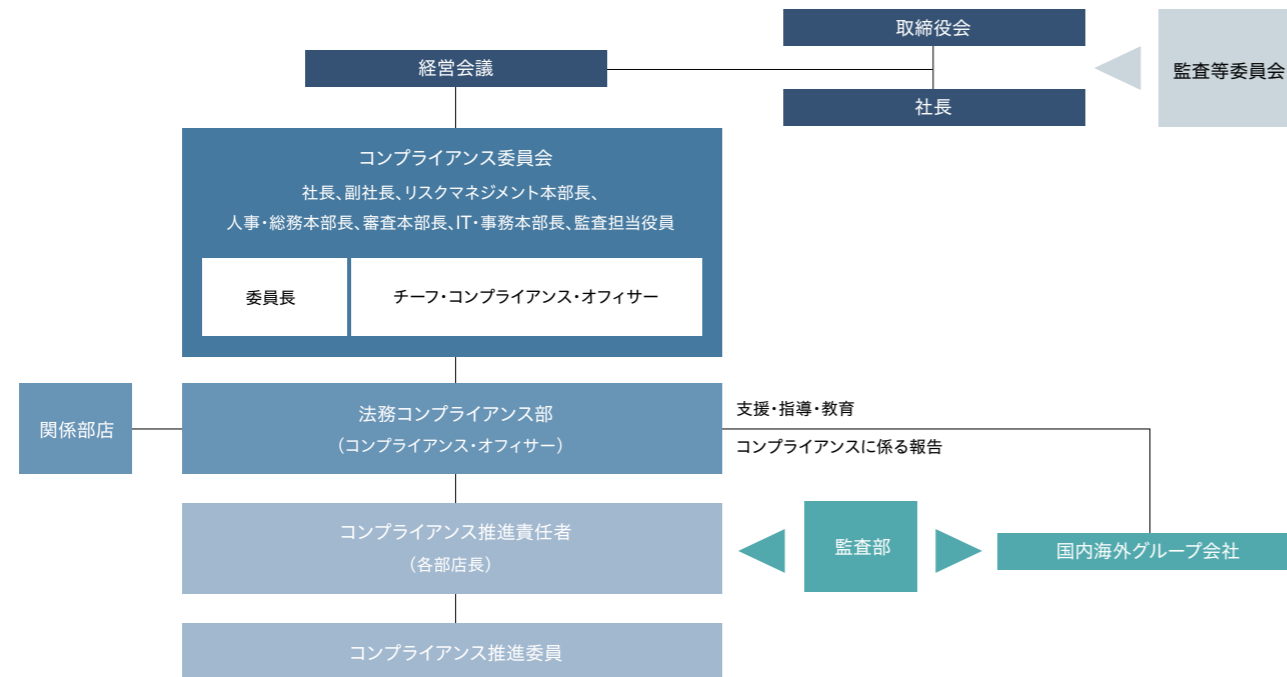
当社グループは、コンプライアンスに対する価値観・倫理観をグループ会社も含めた全社員で認識・共有するため、「三菱HCキャピタルグループ倫理綱領・行動規範」を制定し、グループの役職員等の基本的な指針としています。この倫理綱領・行動規範を遵守すべく、全社員が「コンプライアンス・マニュアル」をいつでも閲覧できるよう、社内イントラネットに公開しています。

コンプライアンス態勢

当社は、全社のコンプライアンス態勢の構築・運営の統括責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の指揮のもと、法務コンプライアンス部が社内態勢の企画立案・総括、各部門・グループ会社への指導・監督、コンプライアンス違反行為に対する是正指導などを行っています。

詳細はウェブサイトをご覧ください。

倫理綱領
<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/sustainability/governance/compliance.html>



内部通報制度

当社グループは、役職員等が腐敗を含む不正行為等（あらゆる法令違反行為、社内規程違反行為および倫理綱領違反行為、または、そのおそれがあると思われる行為）を通報・相談する内部通報制度として、「コンプライアンス・ホットライン規程」を定めています。

「コンプライアンス・ホットライン規程」では、役職員等（退職者含む）が安心して通報・相談できる社内窓口として「①法務コンプライアンス部窓口」「②常勤監査等委員窓口」、外部窓口として「③社外弁護士」「④社外相談窓口」を設けています。また、「社外相談窓口」では匿名での通報・相談も受け付けています。

ホットラインへの通報等を契機に、コンプライアンス違反事案が表面化した場合には、その基本方針として、法務コンプライアンス部による経営トップへの迅速な報告、企業としての社会的責任の遂行、被害拡大の防止、再発防止の徹底を図っています。コンプライアンス違反の内容によっては、第三者機関を活用した調査を行うことも検討し、発生に至った原因を究明のうえ、再発防止を検討・実施するとともに、社員教育の再徹底を行い、コンプライアンス意識の醸成に努めています。

通報・相談の対象

通報・相談の対象は、役職員等のあらゆる法令違反行為、社内規程違反行為および倫理綱領違反行為、または、そのおそれがあると思われる以下の行為となります。

- 顧客の利益の保護に影響を及ぼすこと
- 環境の保全に影響を及ぼすこと
- 独占禁止法違反など公正な競争の確保に影響を及ぼすこと
- 国内・海外の公務員等に対する賄賂等、不正な利益の供与に関する事
- その他、法令違反・規則違反など不適切な行為や社会正義に反すること

なお、通報・相談を行った役職員等に対しては、通報・相談を行ったことを理由とした、不利益な取り扱いを禁止しています。

マネー・ロンダリング等防止に関する方針

当社グループでは、マネー・ロンダリングならびにテロ資金供与の防止（以下、「マネー・ロンダリング等」）および制裁対象者との国連、国際機構、および各国による経済制裁措置の趣旨に抵触する取引関係の排除のための態勢強化を図っています。

1. 適用される国内外の全てのマネー・ロンダリング等防止に係る法規制を遵守します。
2. マネー・ロンダリング等の防止を重要な課題と認識し、経営陣はこの課題に主体的かつ積極的に取り組みます。
3. 国連安全保障理事会の決議や、OFAC等にて指定された制裁対象者については、適用される法令等に従い、取引時に適切な確認をします。
4. リスクベース・アプローチの考え方に則り、マネー・ロンダリング等に関するリスクに見合った適切な顧客および取引の管理を実施します。
5. 取引を継続的にモニタリングし、マネー・ロンダリング等への関与が疑われる取引があれば必要な届出を行います。
6. 研修プログラムを継続的に運営し、役職員の意識および業務能力の維持向上を図ります。
7. 定期的な内部監査等によりマネー・ロンダリング等防止に適切な運営を確保します。